

令和9年分 源泉徴収税額表

令和9年1月から源泉徴収税額表が変わります!!

また、扶養親族等の合計所得金額要件が変更されています。
詳しくは、19ページの「税額表の使い方」をご覧ください。

【防衛特別所得税及び復興特別所得税について】

所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税及び復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

この税額表の税額には、防衛特別所得税相当額及び復興特別所得税相当額が含まれています。
(※) 防衛特別所得税の課税期間は令和9年1月1日以後の期間、復興特別所得税の課税期間は平成25年1月1日から令和29年12月31日までの期間となります。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《1ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《8ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《17ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第四）	《18ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《25ページ》

(注) この「源泉徴収税額表」は令和8年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
 - 1月から6月までの分…………… 7月10日
 - 7月から12月までの分…………… 翌年の1月20日
- ※ 1 納期限までに、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

年末調整手続の電子化で業務の効率化！

年末調整手続の電子化を行うと、給与の支払者（勤務先）及び給与所得者（従業員）それぞれにおいて、書類の作成や確認、保管などの業務全般が大幅に効率化されるなど、双方に大きなメリットがあります。

また、国税庁では、スマートフォンを利用して年末調整に関する申告書を簡便・正確に作成することが出来る機能を持つ「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を無償で提供しています。

年末調整手続の電子化や年調ソフトについて、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)



「年末調整手続の電子化に向けた取組について」



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002